

電子制御装置整備の認証取得済の事業者の皆さんへ

ご注意ください！！

電子制御装置整備の認証を取得している事業場では、2級自動車整備士だけでは整備主任者に選任することはできません。整備主任者に選任するためには、整備主任者等資格取得講習【学科・試問】を修了することが必要です。

現在、選任されている整備主任者が退職または病気などで在籍している整備士が2級自動車整備士（整備主任者等資格取得講習未修了者）である場合、分解整備のみの認証への変更が必要となります。

このため、2級自動車整備士等が在籍している事業場については、積極的に整備主任者等資格取得講習を受講することをお勧めします。

認 証 基 準

1. 工員等に関する基準

認証の種類			
分 解 整 備 の み	電子制御装置整備のみ	分解整備 + 電子制御装置整備 原動機に係る認証を除く	原動機に係る認証を含む
工員数	変更なし 2人以上	2人以上	
自動車整備士の最低要件 (事業場に一人以上が必要) 及び整備主任者の資格要件	変更なし 以下の自動車整備士技能検定合格者 1級大型 1級小型 1級二輪 2級ガソリン 2級ジーゼル 2級シャン 2級二輪 電気装置 車体	以下の自動車整備士技能検定合格者 1級大型 1級小型 1級二輪 2級ガソリン 2級ジーゼル 2級シャン 2級二輪	以下の自動車整備士技能検定合格者 1級大型 1級小型 1級二輪 2級ガソリン 2級ジーゼル 2級二輪